



平成30年2月6日

各 位

会 社 名 株式会社ゴールドウイン
代表者名 代表取締役社長 西田 明男
(コード番号 8111 東証第一部)
問合せ先 取締役副社長執行役員
管理本部長 二川 清人
(TEL 03-3481-7203)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、公益財団法人ゴールドウイン西田東作スポーツ振興記念財団（平成30年2月1日付で公益認定されました。以下、「本財団」といいます。）の社会貢献活動の支援を目的として、当社の配当金によって本財団の活動原資を拠出するための第三者割当による自己株式の処分等について、平成29年4月25日開催の取締役会で決議し、平成29年6月28日開催の第66回定時株主総会において承認されました。

本日開催の取締役会において、処分先、処分期日等の募集事項の詳細を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 自己株式の処分について 処分要領

① 処分株式数	普通株式 338,000株
② 処分価額	1株につき1円
③ 資金調達の額	338,000円
④ 募集又は処分方法	第三者割当による処分
⑤ 処分先	みずほ信託銀行株式会社（ゴールドウイン西田東作スポーツ振興記念財団口）
⑥ 処分期日	平成30年2月22日
⑦ その他	本自己株式の処分については、平成29年6月28日開催の第66回定時株主総会において、会社法第199条及び第200条の規定に基づき、募集事項の決定を当社取締役会に委任することが承認されています。

2. 処分先の概要

(1) 名 称 みずほ信託銀行株式会社（ゴールドウイン西田東作スポーツ振興記念財団口）

(2) 信託契約の概要

① 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
② 信託の目的	委託者を発行者とする普通株式から生じる配当を信託収益として受益者に交付し、社会貢献活動を実施させること。
③ 委託者	当社
④ 受託者	みずほ信託銀行株式会社
⑤ 受益者	公益財団法人ゴールドウイン西田東作スポーツ振興記念財団
⑥ 信託契約日	平成30年2月15日（予定）
⑦ 信託の期間	平成30年2月15日（予定）から平成32年2月29日（予定）まで

なお、本件の詳細につきましては、平成29年4月25日に開示した「一般財団法人ゴールドウイン西田東作スポーツ振興記念財団の設立並びに自己株式の処分及び取得に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上